

奈良工業高等専門学校学寮の寮費取扱規則

平成19年4月1日制定
令和7年3月13日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良工業高等専門学校学寮規則第10条第4項の規定に定める寮生の生活上必要な経費で各人の負担すべきもの(以下「寮費」という。)の取扱について必要な事項を定める。

(寮費)

第2条 寮費は月額によるものとし、管理費、冷暖房機維持更新費及び給食費に区分する。

(経費負担区分)

第3条 学校と寮生の経費負担区分の基準については別表1のとおりとする。

(徴収方法及び会計処理)

第4条 寮費のうち管理費、冷暖房機維持更新費については学校に、給食費については給食委託業者にそれぞれ納入するものとする。

(管理費)

第5条 管理費の月額単価については別表2のとおりとする。

2 月の中途中で入寮又は退寮する者についてもその月の管理費は日割り計算を行わない。ただし、貸し布団代については4月末日までの退寮の場合、4月分使用料及び振込手数料を控除して返金することとする。

3 管理費の徴収は原則として預金口座振替制度により、寮生又は寮生保護者名義の預金口座から学校の預金口座に納入することとする。

4 管理費は原則として単年度で会計処理することとする。管理費の決算報告は翌年度5月末までに行うこととする。

5 管理費に残額が生じたときは、別表3の算出式に基づき算出し、寮生にこれを返金する。ただし相応の理由がある場合は、翌年度に繰越ができることとする。

(冷暖房機維持更新費)

第6条 冷暖房機維持更新費は別表2-2のとおりとし、翌年度に繰越ができることとする。

2 中途中で入寮する者については、その属する月分を納入するものとする。途中で退寮する者については、その属する月分は返金しない。徴収方法は前条第3項と同様とする。

3 冷暖房機維持更新費は冷暖房機が設置された居室について適用する。

(給食費)

第7条 給食費の取扱い及び単価については別途、奈良工業高等専門学校学寮給食業務委託契約細目に定めるものとする。

(繰越金の取扱い)

第8条 繰越金については、翌年度の管理費執行計画に組み入れ、適切に執行しなければならない。

(執行計画)

第9条 管理費、冷暖房機維持更新費の執行計画については、副校長(寮務・グローバル教育担当)がこれを作成する。

(個人情報の取扱)

第10条 本規則第5条第3項の手続きに必要な寮生又は寮生保護者の個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)及び独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則(平成17年規則第65号)等関係法令に則り適切に取り扱うこととする。

(その他)

第11条 寮費の取扱について、前項までの方法により難い場合は、副校長(寮務・グローバル教育担当)が寮生との協議により処理する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(別表1)

経費の負担区分に関する基準

区 分	本 校 負 担	寮 生 負 担
管 理 費	人件費	①施設の管理上本校が必要と認め て配置する職員の給与
	電気料	①寮生の使用の有無に関わらず必 要な基本料金 ②施設の管理上必要な廊下、階段、 外灯、管理棟及び倉庫で使用する 電気料金
	水道料	①寮生の使用の有無に関わらず必 要な基本料金 ②施設の管理上必要な、管理棟及 び散水栓で使用する水道料金
	ガス料	①寮生の使用の有無に関わらず必 要な基本料金 ②施設の管理上必要な、管理棟で 使用するガス料金
	暖房料	①施設の管理上必要な管理棟で使 用する暖房料金
	消耗品費	①施設の管理上必要な清掃用品の 費用 ②施設の管理上必要な事務用文房 具類その他消耗品の費用 ③管理棟で使用する寝具類クリー ニングの費用 ④常備薬
	雑役務費	①施設管理上必要な設備保守点検 のための費用 ②保健衛生上必要な共有部分の清 掃等の費用
	入寮準備費	①食器購入等の初期費用
	貸し布団代	②寮生が居室で使用する寝具類

冷暖房機 維持更新費		①寮生が使用する冷暖房機の維持更新費
給食費		①寮生の炊事のための炊事人の手間代 ②寮生の食事を調整するために必要な材料費等 ③寮生の炊事のために使用される電気・ガス・水道料

(別表2)

費　目	細　目	金　額	備　考
管 理 費	光熱水料等	10,000 円	(月　額)
	入寮準備費	3,000 円	(入寮時)
	貸し布団代	15,400 円	(年1回)

注1. 管理費の光熱水料等の9月、3月分は徴収しないこととする。(ただし、9月、3月に在寮している留学生を除く。)

注2. 第5条第2項に定めのある4月分使用料の金額はレンタル業者と相談の上、決定する。

注3. 個別電気メーターを有する居室を使用している寮生の管理費の光熱水料等は別に計算する。

(別表2－2)

費　目	金　額	備　考
冷暖房機維持更新費	1,000 円	(月　額)

注1. 冷暖房機維持更新費の9月、3月分は徴収しないこととする。

(別表3)

管理費残額 全寮生の収納月数合計額	\times	寮生の収納月数	= 返金額 (但し百円未満切り捨て)
----------------------	----------	---------	--------------------

備考

1. 管理費残額は寮費の年度収納額合計から寮費の年度執行額合計を差し引いた金額である。
2. 返金額は、管理費残額を全寮生の収納月数合計額で除して得た金額に、寮生の管理費収納月数を乗じ百円未満を切り捨てた金額を寮生又は寮生保護者の指定する預金口座に振込のうえ、返金する。